

「議会基本条例」作成のために

《憲法》

第八章 地方自治

- 第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。
- 第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

《地方自治法》

第六章 議会 第二節 権限

- 第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - 一 条例を設け又は改廃すること。二 予算を定めること。三 決算を認定すること。……

《生駒市自治基本条例》

前文 生駒市におけるまちづくりの最高規範として生駒市自治基本条例を制定します。

第4章 議会及び議員の役割と責務等

- 第10条(議会の役割と権限) 市議会は、市の意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、市民自治を尊重し、その権限を行使しなければならない。○第11条(議会の責務等) 市議会は、立法機関であり、意思決定機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。

《生駒市議会基本条例 市民案(素案)》

第1章 総則

- 第1条(目的) この条例は、生駒市におけるまちづくりの最高規範たる生駒市自治基本条例に規定されている議会及び議員の役割と責務等が遂行されるよう、地方自治法をはじめ諸法令に定められていない議会運営及び議員に係る基本事項を定めることにより、議会が市民の負託に応える活動をするることによって、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

大事なことは皆で決めよう会

(アテナイの学堂：古代ギリシアの議場)



(ウィキペディアより)